

返 戻 金 制 度

就労した求職者（以下、採用者）が、勤労日から起算して3箇月未満に専ら当該採用者の責による解雇または一身上の都合で退職した場合は、求人者から受領した当該採用者についての手数料の次の期間に対する割合分を退職した日の属する月の翌月末までに返還する。

1 箇月未満 . . . 第4条算出額の 80%

1 箇月以上3 箇月未満 . . . 同 50%

但し、その名目上もしくは形式上の理由に関わらず、退職等が、内定した求職者に対する処遇、その他の労働条件が就労時の労働契約の内容と実際には著しく異なることに起因する場合、または、採用者に対する法令違反行為に起因する場合はこの限りではない。

許可番号 13-ユ-307987

事業所の名称及び所在地 ウィル・グロー株式会社
東京都千代田区麴町三丁目5番17号晴花ビル6階
